

○嘉麻市マスコットキャラクター「かまししちゃん」使用取扱規程

平成 25 年 3 月 21 日

告示第 26 号

改正 平成 25 年 12 月 20 日告示第 144 号

平成 28 年 3 月 31 日告示第 28 号

平成 29 年 6 月 30 日告示第 58 号

平成 30 年 6 月 26 日告示第 35 号

令和 5 年 6 月 1 日告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、嘉麻市マスコットキャラクター「かまししちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター)

第 2 条 キャラクターのデザインは、基本デザイン(別図第 1)及び市長が別に定める展開デザインとする。

(使用許可申請等)

第 3 条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、キャラクターの使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、嘉麻市マスコットキャラクター使用許可申請書兼許可通知書(様式第 1 号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは嘉麻市マスコットキャラクター使用許可申請書兼許可通知書(様式第 1 号)により、適当でないと認めたときは嘉麻市マスコットキャラクター使用不許可通知書(様式第 2 号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用を許可するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) キャラクターの使用に係る物品等の完成見本を、あらかじめ、市

長に提出すること。ただし、当該完成見本の提出が困難であるときは、その写真をもってこれに代えることができるものとする。

(2) 使用するキャラクターに隣接して著作権表記（別図第2）を付すること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

5 前項に定めるもののほか、市長は、許可に際して、その他必要な条件を付することができる。

（一部改正〔平成25年告示144号・30年35号〕）

（使用制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利害を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

(6) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合

(9) キャラクター等の著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合

(10) その他市長が適当でないと認める場合

（一部改正〔平成30年告示35号〕）

（遵守事項）

第5条 キャラクターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた目的のみに使用すること。

(2) キャラクターの形状、形式及び色を変更することなく表示すること。

(3) キャラクターに隣接して他の図形を配置し、その図形が市章の一部であるような誤解を与えないこと。

(4) キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
(許可内容の変更)

第6条 使用者は、許可を受けた内容を変更しようとするときは、その理由を付して、あらかじめ、市長に許可を求めなければならない。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者がこの告示に違反していると認めるときは、当該使用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しにより、使用者に生じた損害に対しては、市は、賠償の責めを負わない。

(一部改正〔平成30年告示35号〕)

(賠償義務)

第8条 使用者は、キャラクターの使用により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用の非独占性等)

第9条 この告示による使用許可は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。

(業務の委託)

第10条 市長は、第3条、第4条、第6条及び第7条に規定する使用許可に関する業務を適当と認める者（以下「受託者」という。）に委託することができる。ただし、受託者の責めに帰する理由により、当該受託者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により業務を委託するときは、次条に定める約定により受託者と契約を締結しなければならない。

(追加〔平成29年告示58号〕)

(受託者の義務)

第 1 1 条 受託者は、善良な管理者の注意義務を果たし市長が定める約定を順守しなければならない。

2 前項の約定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 受託者が順守すべき事項
- (2) 市長が受託者として適当でないと認める事項
- (3) 市長が委託を終了又は取り消すことができる旨の事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(追加〔平成 2 9 年告示 5 8 号〕)

(業務を委託した場合の読替え)

第 1 2 条 前条の規定により業務を適当と認める者に委託する場合においては、第 3 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定中「市長」とあるのは、「受託者」と、第 8 条の規定中「市」とあるのは、「市及び受託者」とする。

(追加〔平成 2 9 年告示 5 8 号〕)

(その他)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成 2 9 年告示 5 8 号〕)

附 則

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日告示第 1 4 4 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の嘉麻市マスコットキャラクター「かまししちゃん」使用取扱規程（以下「改正前告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の嘉麻市マスコットキャラクター「かまししちゃん」使用取扱規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際、現にある改正前告示に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成２８年３月３１日告示第２８号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年６月３０日告示第５８号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の第１０条及び第１１条の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年６月２６日告示第３５号）

（施行期日）

１ この告示は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

２ この告示の施行の際現にあるそれぞれの告示に規定する旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則（令和５年６月１日告示第３８号）

（施行期日）

１ この規程は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

２ この規程の施行の際現にある改正前の嘉麻市マスコットキャラクター「かまししちゃん」使用取扱規程に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

別図第1（第2条関係）



別図第2（第3条関係）

嘉麻市マスコットキャラクター かまししちゃん